

CloudGarage Dev Assist Program 利用約款

この利用約款は、NHN JAPAN 株式会社 が提供する CloudGarage Dev Assist Program の利用を目的とする契約内容や申込方法について定めます。お客様(以下、「契約者」といいます。)は、お申し込みの前に必ずこの利用約款の内容をよく確認し、同意のうえでお申し込み手続きを行って下さい。

第1章 総則

第1条 (本約款の目的)

この CloudGarage Dev Assist Program 利用約款(以下、「本約款」といいます。)は、NHN JAPAN 株式会社(以下、「当社」といいます。)が運営するクラウドサービス「CloudGarage」(以下「本サービス」といいます。)を無償提供するプログラム(以下、「本プログラム」といいます。)について、当社と契約者との間の契約(以下、「本利用契約」といいます。)の申込方法およびその内容等について定めます。

第2条 (本サービスの内容)

1. 本プログラムは、当社が運営するクラウドサービス「CloudGarage」を本約款に基づき無償提供するサービスです。
2. 本プログラムで提供する対象プランは、当社が指定するプランです。
3. 本プログラムの提供地域は、原則として日本国内のみとし、当社の裁量によりその提供地域を拡大することができます。

第2章 契約の成立

第3条 (本プログラムの申込方法)

1. 契約者が本プログラムの利用を希望する場合には、当社が公開しているウェブサイト上の申込みフォームに必要事項を入力して申し込む方法、又は当社が定める様式の申込書に当社が指定する必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを当社に提出する方法により、申し込むものとします。
2. 本プログラムの申込みをした契約者は、本約款の全ての内容について同意したものとみなされます。

第4条 (本利用契約の成立時期)

1. 本利用契約は、前条(本プログラムの申込方法)第1項に定める申込方法に従って契約者の本プログラム申込みの意思表示が当社に到達し、それに対して当社が行う承諾の意思表示が契約者に到達したことにより、有効に成立するものとします。
2. 前項の契約者の申し込みに対する当社の承諾の意思表示は、電子メールその他当社が適切と判断する方法による通知の方法で行うものとし、電子メールによる場合には、当社が発信した承諾の意思表示を内容とする電子メールが契約者においてアクセス可能なサーバー内に着信したことをもって、前項における「到達」とします。なお、本項の規定は、本約款内に規定される全ての当社から契約者に対する電子メールによる通知の規定に適用されるものとします。

第5条 (承諾を行わない場合)

1. 当社は、第3条(本プログラムの申込方法)の契約者による本利用契約の申込みに対して、当社の裁量によりその諾否を決定するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、契約者による本利用契約の申し込みに対して、承諾を行わない場合があるものとします。

- (1) 契約者が、本約款に違背して本プログラムを利用することが予想され、又はそのおそれがある場合
 - (2) 契約者が、本利用契約の申込みに際し、必要事項の全てを適切に申告していない場合、又は虚偽の事実を申告した場合
 - (3) 単独で有効に法律行為をなす能力を欠いている場合
 - (4) 契約者が、当社に対して負担する一切の債務の履行につき、現に遅滞が生じ、あるいは遅滞が生じるおそれがある場合、又は過去において遅滞の事実があった場合
 - (5) 契約者が、反社会的な団体である場合又は反社会的な団体の構成員である場合
 - (6) 前各号において定める場合の他、当社において不相当と判断した場合
2. 当社が承諾を行わない場合の意思表示は、電子メールその他当社が相当と判断する方法を用いて契約者に通知するものとします。この場合、当社は、不承諾の理由等一切の開示義務を負わないものとします。

第6条（契約期間）

本利用契約の契約期間は、本利用契約が成立した日から 1 年間とします。

第7条（契約の更新）

契約者が前条に定める契約期間の満了後も、本プログラムの利用を希望する場合には、契約期間満了の2か月前までに当社に対して継続の意思を申し出るものとし、当社及び契約者が協議のうえ、合意した場合には、本利用契約は更新されるものとします。

第3章 サービスの停止と契約解除

第8条（サービスの停止等）

1. 本サービスの停止とは、本サービスや契約者が利用するインスタンス領域が利用できなくなる状態を指すものとします。
2. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、本サービスを制限又は停止することができるものとします。
3. 当社は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律に関してその対応が必要になった場合、該当する契約者のサービスを停止することができるものとします。
4. 当社の都合により本サービスの提供を停止する場合、当社は契約者に対し、その旨と本サービス提供停止の期間を事前に通知します。ただし、やむを得ず事前通知が行えない場合はこの限りではないものとします。
5. 当社は、本条に基づいて本サービスの提供を停止したことにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第9条（契約者の行う契約解除）

1. 契約者は、1か月前に当社が指定する方法により当社に通知することで、本利用契約を解除できるものとします。
2. 契約者が、前項の契約解除を行う場合には、当社の定める方法でのみ行うものとし、それ以外の方法で解除を通知したとしてもその効果は生じないものとします。

第10条（当社の行う契約解除）

1. 当社は、契約者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本利用契約の解除を行うことができるものとします。
 - (1) 契約者が、本約款の定める規定に違背し、当社が相当期間を定めて履行又は当該違背の是正を催告したに

も拘わらず是正されないとき。

- (2) 契約者が振り出した手形、小切手又はその他の有価証券が、不渡りとなったとき。
 - (3) 契約者について、破産・解散・民事再生・会社更生手続等の申し立てを受け、又は、これらの申請をしたとき。
 - (4) 契約者が、当社に対し虚偽の事実を申告したことが判明したとき。
 - (5) 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障があると判断したとき又は重大な支障の生じる恐れがあると判断したとき。
 - (6) 当社が、提供する本サービス以外の他サービスにおいて、契約者が利用規約違反により契約を解除されたとき。
 - (7) 第5条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
2. 前項のほか、当社は、1 か月前に通知することによって本利用契約の解除を行うことができるものとします。
 3. 当社は、本条において定める解除を行った場合であっても、契約者に対して一切の損害賠償義務を負わないものとします。

第4章 損害賠償

第11条 (損害賠償)

1. 当社は、本プログラムを提供するにあたり、契約者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合には、この限りではありません。
2. 契約者が本約款の定めを違反して、当社に損害を与えた場合には、契約者は当該損害の一切を賠償する責任を負うものとします。

第5章 準用

第12条 (CloudGarage 利用約款の準用)

本約款に定めるほか、当社が別途定める「CloudGarage 利用約款」第 17 条(契約解除時のデータの扱い)、第 5 章(本サービスの内容)、第 6 章(禁止事項)、第 7 章(契約者の義務)、第 8 章(連絡届出等)(但し、第 33 条(当社からの通知および問い合わせ)第 6 項を除く。)、第 9 章(本サービスの廃止)、第 11 章(契約者情報の取扱い)、第 12 章(紛争の解決等)及び第 13 章(約款の変更)の規定を準用するものとします。

付則

2017年 7月 27日 制定・施行

2017年 8月 8日 改定

2018年 4月 1日 改定